

千葉県在宅歯科診療設備整備事業

補助事業区分	補助対象	補助対象事業者
1 在宅歯科医療機器等の設備整備	在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等に係る初度設備備品購入費 ※車両及びその付属品、汎用情報機器は除く	「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」（以下「厚生労働省委託講習会」という）又は、「在宅歯科医療を行う歯科医師育成研修会」（以下「千葉県委託研修会」という）を修了した歯科医師（歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている歯科医師（以下「研修歯科医」という。）を除く。）が常に勤務している医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者である。
2 医療安全体制を確立するための設備整備	医療安全体制を確立するために必要な初度設備備品のうち、以下の購入費。 ※但し、持ち運び可能な備品に限る。 ・自動体外式除細動(AED) ・経皮的酸素飽和度測定機（パルスオキシメーター） ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの） ・血圧計 ・救急蘇生セット	厚生労働大臣が定める「外来環に関する基準」のうち今回補助を受ける機器以外の全ての項目を満たしている又は既に外来環の届出をしており、かつ在宅療養支援歯科診療所の届出を行う予定のある又は既に届出をしている医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者である。 （偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策研修を修了した常勤の歯科医師（研修歯科医を除く。）1名以上が配置されていること。）